

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 26日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県安来市安来町763-3

氏 名 平井建設 株式会社

代表取締役社長 平井 徹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0854-22-2218

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	平井建設 株式会社
事業場の所在地	島根県安来市安来町763-3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	5,000万円
③従業員数	67名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・土木一式工事、建築一式工事 がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊） →再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 廃プラスチック→処理業者に委託して、固形、再資源化 金属くず→処理業者に委託して、クズ鉄として再資源化 紙くず、ゴムくず、廃油→処理業者に委託して焼却 汚泥、木くず、繊維くず、ガラスくず等、建設混合廃棄物、 石綿含有、鉱さい→処理業者に委託して、破碎・埋め立て

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要事項を検討する。

[管理委員会]

委員長	土木部長	周防	孝雄
委員	常務取締役	前田	繁昌
	建築部長	長岡	利治
	常務取締役兼管理部長	家島	秀明
	事務担当	梶谷	明義

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】※その他の種類については、別紙参照		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	1, 9 3 1 t	1 6 4
	(これまでに実施した取組) ・別紙参照。		
②計画	【目標】※その他の種類については、別紙参照		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	3, 0 0 0 t	1 5 0 t
	(今後実施する予定の取組) ・別紙参照。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、汚泥は分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記内容を実施予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※その他の種類については、別紙参照		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	1,931 t	164 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20 t	81 t
	再生利用業者への処理委託量	819 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	（これまでに実施した取組） ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、委託契約する。		

(第5面)

②計画	【目標】※その他の種類については、別紙参照		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全 処 理 委 託 量	3, 0 0 0 t	1 5 0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 0 0 0 t	1 0 0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 0 0 0 t	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・がれき類、建設混合廃棄物は分別するとともに、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物に混入しないように確実に分別を実施する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画

産業廃棄物の種類		現状（令和 4年度）						計画（令和 5年度）							
		排出量	全処理委託量	優良認定業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の認定熱回収業者への処理委託量(t)	これまで実施してきた取り組み	排出量	全処理委託量	優良認定業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の認定熱回収業者への処理委託量(t)	今後実施する予定の取組み
汚泥															
がれき類 (コンクリート塊、7777木塊、その他)		769.91	769.91	730.31	0.00	0.00	0.00		150.00	150.00	100.00	0.00	0.00	0.00	
廃プラスチック類		1,931.02	1,931.02	19.89	819.19	0.00	0.00		3,000.00	3,000.00	1,000.00	1,000.00	0.00	0.00	
紙くず		20.16	20.16	17.01	0.00	0.00	0.00		20.00	20.00	20.00	0.00	0.00	0.00	
木くず		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
繊維くず		163.62	163.62	80.86	0.00	0.00	0.00		150.00	150.00	100.00	0.00	0.00	0.00	・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。
ゴムくず		0.10	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
金属くず		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラスくず等 (石膏ボード)		1.61	1.61	1.47	0.00	0.00	0.00	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、委託契約する。	1.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00	・がれき類、建設混合廃棄物は分別するとともに、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物に混入しないように確実に分別を実施する。
廃油		69.21	69.21	46.50	0.00	0.00	0.00		50.00	50.00	40.00	0.00	0.00	0.00	
建設混合廃棄物		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
石綿含有		173.47	173.47	152.26	0.00	0.00	0.00		150.00	150.00	120.00	0.00	0.00	0.00	
鉋さい		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計		3,129.10	3,129.10	1,048.40	819.19	0.00	0.00		3,521.00	3,521.00	1,381.00	1,000.00	0.00	0.00	